

柴田町有料広告掲載に関する基準

(平成25年11月1日町長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、柴田町有料広告掲載に関する要綱(平成25年柴田町告示第103号)第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 町が管理する広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

(規制業種又は業者等)

第3条 次に掲げる業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制される業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造及び販売に係るもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 賃貸業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (6) 法律の定めがない医療類似行為を行う施設
- (7) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は業者
- (8) 柴田町暴力団排除条例(平成24年柴田町条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 興信所・探偵事務所等
- (12) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てがあるもの
- (13) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの

- (14) 町税等の滞納があるもの
- (15) 町からの補助を受けている団体
- (16) その他町の保有する資産に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと思えられるもの

2 広告を掲載しようとする業者並びにその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、町長は12月以内の期間において、その広告を掲載しないことができる。

3 第1項の規定による規制の対象となった業者による同項の業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

(掲載基準)

第4条 掲載することができない広告の内容及び表現は次のとおりとする。

- (1) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷、又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- (4) 氏名、写真、談話、商標、著作権等を無断で使用したもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- (8) 広告の目的や内容が不明確なもの
- (9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
- (10) 商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としている疑いのあるもの
- (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- (12) 売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの
- (13) 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
- (14) 裸体の写真及びイラストなど性に関する表現をしているもの
- (15) 残酷な描写等、暴力又は犯罪を肯定し又は助言するような表現をしているもの
- (16) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し又は助長するような表現をしているもの

- (17) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (18) 町が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
 - (19) 町の業務に不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (20) その他町長が不適切であると認めたもの
- 2 医療法（昭和23年法律第205号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、医師法（昭和23年法律第201号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号）及び医薬品等適性広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知）に違反するものは掲載しない。
- 3 町その他公共機関等の許認可が必要な業種等には、免許番号等を表示させるものとする。
- 4 広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の自主規制についても遵守させるものとする。
- 5 法令等の遵守について疑義がある場合は、広告主に対して主務官庁等に確認させるものとする。
- （ウェブページに関する基準）
- 第5条 ウェブページのアドレスを掲載する場合、当該ウェブページの内容及びリンク先のウェブページの内容についてもこの基準を適用する。

附 則

この基準は、平成25年11月20日から施行する。